

28

東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)都市計画用途地域を次のように変更する。

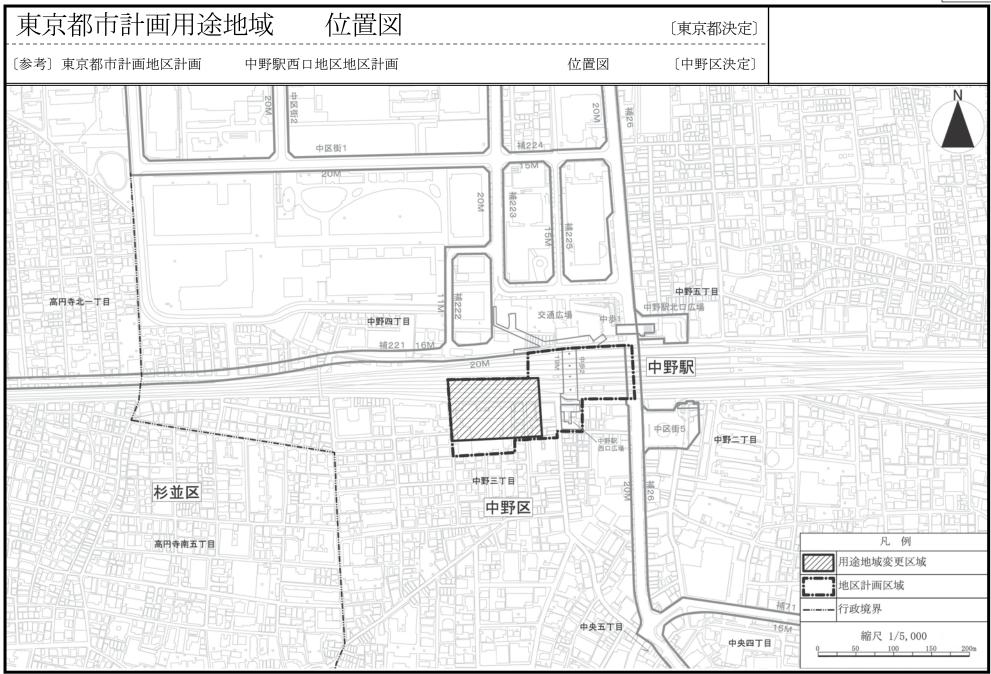
(中野区分)

種類	面積	容積率	建心率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備:	考
第 — 種 低 層 住 居 専 用 地 域		以下 8/10 15/10 15/10	以下 4/10 5/10 6/10	m - - -	m² 85 70 60	m 10 10 10	約 % 3.9 7.4 29.4	
小 計 第 二 住 時 用 地 小 計	634.6 約 ha —	以下 一	以下 一	m -	m² —	m 	40.7 約 % —	
第一種中高層住居專用地域小		以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m - -	60 —	m - -	約 % 32.2 0.3 32.4	
第 二 種 中高層住居 専 用 地 域 小 計	約 ha 3.9 3.9	以下 20/10	以下 6/10	m —	m² 60	m —	約 % 0.3 0.3	
第 一 種 住 居 地 域 小 計	約 ha 42.9 23.8	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m - -	m² 60 60	m -	約 % 2.8 1.5 4.3	
第 二 種住居地域小 計	約 ha	以下 一	以下 一	_ m _	m² —	_ m _	約 % -	
準住居地域	約 ha -	以下 一	以下 -	_ m _	m² —	m -	約 % -	

種類	面積	容積率	建ペい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備	考
近 隣	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
商業地域	139. 5	30/10	8/10	_	_	_	8.9	
	110.5	40/10	8/10	_			7. 1	
小 計	250.0						16.0	
商業地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	12.5	40/10	8/10	_	_	_	0.8	
	33.8	50/10	8/10	_			2.2	
	25. 0	60/10	8/10	_			1.6	
小 計	71. 3						4.6	
準工業地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	17.6	20/10	6/10	_	_	_	1.1	
	1.0	30/10	6/10	_			0.1	
小 計	18.6						1.2	
準工業地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
(特別工業地域)	8.6	20/10	6/10	_	_	_	0.6	
小 計	8.6						0.6	
工業地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
小 計	_	_	_	_	_	_	_	
	<i>h</i> - 1	νι -	D1→		9		44. 07	
工業	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
専用地域	_	_	_	_	_	_	_	
小 計								
	約 ha						%	
合 計	1, 559. 0						100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由中野駅西口地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日



(28 都市基交測第 16 号·MT 利許第 27009 号—46) 東京都縮尺2,500分の1の地形図(平成27年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁す。 28 都市基街郡第191号 平成28年9月30日 この地図は、(承認番号)

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。

(中野区分)

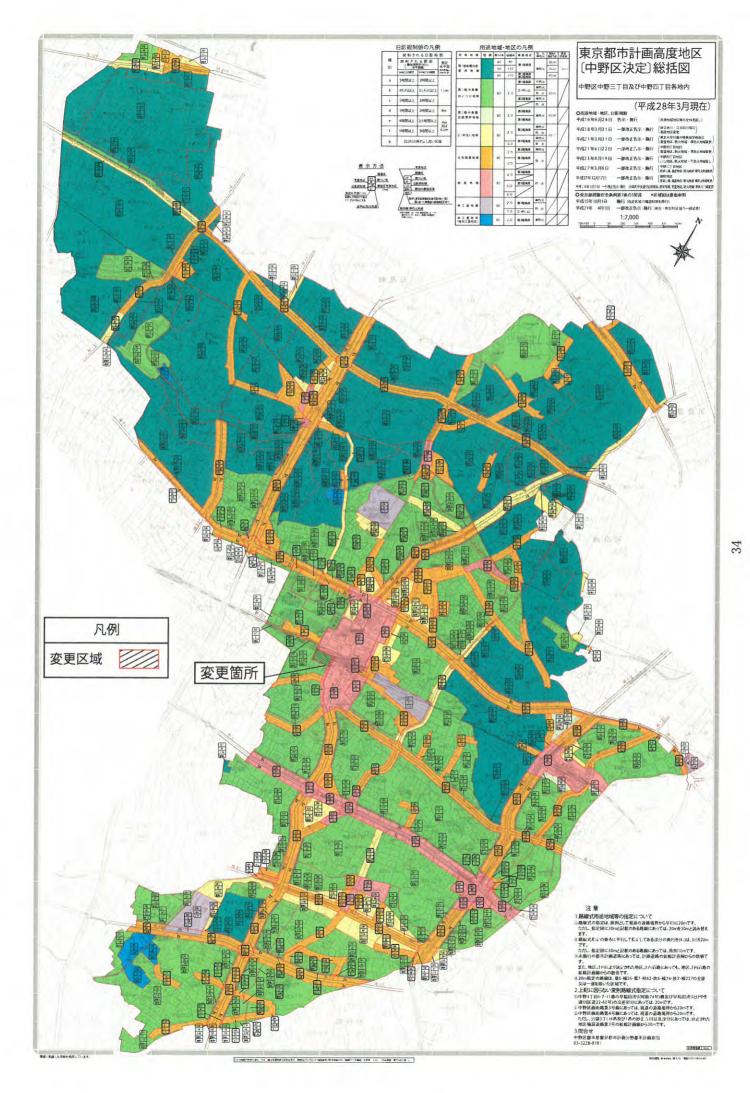
			となっ	建築物			新川	3対照面積	責表	
			外壁の 後退距	の敷地	建築物	亲	f		B	
種類	容積率	建ペい率	離の限	面積の 最低限	の高さ の限度	 ===[∧]	니~☆	≠ 注ま[p]	Llade	増減 [A]-[B]
			度	度	V / IX/支	面積[A]	比率	面積[B]	比率	
	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約%	約 ha	約 %	約 ha
第 一 種	8/10	4/10	_	85	10	60.1	3.9	60.1	3.9	
低層住居	15/10	5/10	_	70	10	116. 1	7.4	116. 1	7.4	
専用地域	15/10	6/10	_	60	10	458.4	29.4	458.4	29.4	
小 計						634.6	40.7	634.6	40.7	
第 二 種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
低層住居	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
専用地域										
小 計										
第 一 種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
中高層住居	20/10	6/10	_	60	_	(501.4)	(32. 2)	502.3	32.2	△0.9
専用地域	30/10	6/10	_	_	_	3.9	0.3	3.9	0.3	
小 計						(505. 3)	(32. 4)	506.2	32.5	
第 二 種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
中高層住居	20/10	6/10	_	60	_	3.9	0.3	3.9	0.3	
専用地域										
小 計						3.9	0.3	3. 9	0.3	
第 一 種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
住 居 地 域	20/10	6/10	_	60	_	42.9	2.8	42.9	2.8	
	30/10	6/10	_	60		23.8	1.5	23.8	1.5	
小 計						66.7	4.3	66.7	4.3	
第 二 種	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
住居地域	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小 計										
	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
準住居地域	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小 計										

			日日本の	建築物			新旧	対照面積	表	
			外壁の 後退距	の敷地	建築物	亲		IE		
種類	容積率	建心率	機の限 度	面積の 最低限 度	の高さ の限度	面積[A]	比率	面積[B]	比率	増減 [A]-[B]
近 隣	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
商業地域	30/10	8/10	_	_	_	139.5	8.9	139.5	8.9	
	40/10	8/10	_			110.5	7.1	110.5	7.1	
小 計						250.0	16.0	250.0	16.0	
商業地域	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	40/10	8/10	_	_	_	(12.5)	(0.8)	11.6	0.7	0.9
	50/10	8/10	_			33.8	2.2	33.8	2.2	
	60/10	8/10	_			25.0	1.6	25.0	1.6	
小 計						(71.3)	4.6	70.4	4.5	
準工業地域	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	_	_	_	17.6	1.1	17.6	1.1	
	30/10	6/10	_			1.0	0.1	1.0	0.1	
小 計						18.6	1.2	18.6	1.2	
準工業地域	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
(特別工業地域)	20/10	6/10	_	_	_	8.6	0.6	8.6	0.6	
小 計						8.6	0.6	8.6	0.6	
	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
工業地域	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小 計										
工業	以下	以下	m	m²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
専用地域	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小 計										
						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
合 計						1, 559.0	100	1, 559.0	100	

変更概要

(中野区分)

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ペい率 60% 容積率 200% 敷地面積の 最低限度 60㎡	商業地域 建ペい率 80% 容積率 400% 敷地面積の 最低限度 -	約 ha 0.9	用途、建ペい 率、容積率及 び敷地面積の 最低限度の変 更



面積

h a

約

種

類

備考

建築物の高さの最高限度又は最低限度

建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。

	第 1 種 高度地区	6 0 1 . 5	以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界 線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6	
			倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第 2 種高度地区	約 ha 586.1 (587.0)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の 反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平 距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距 離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、 当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲に あっては、当該水平距離から8メートルを減じたもの の0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	第 3 種高度地区	約 ha 256.8 (257.0)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の 反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平 距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距 離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、 当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲に あっては、当該水平距離から8メートルを減じたもの の0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
最	小 計	約 ha 1,444.4 (1,445.5)		

1 制限の緩和

高

限

度

- (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。
 - ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
 - イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。 ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。) 第86条第1項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、 当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項(同法第86条の2第8項
 - イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項(同法第86条の2第8項 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、当該区域内に存す ることとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土

35

地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。

2 既存不適格建築物等に対する適用の除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

3 地区計画による特例

都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の10に規定する地区整備計画の区域内において、基準法第68条5の5第2項の規定により基準法第56条の規定を適用しない建築物については、当該規定は適用しない。

4 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政庁が許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定するときに限る。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号、以下「基準法令」という。)第 136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて 建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと 認められる建築物

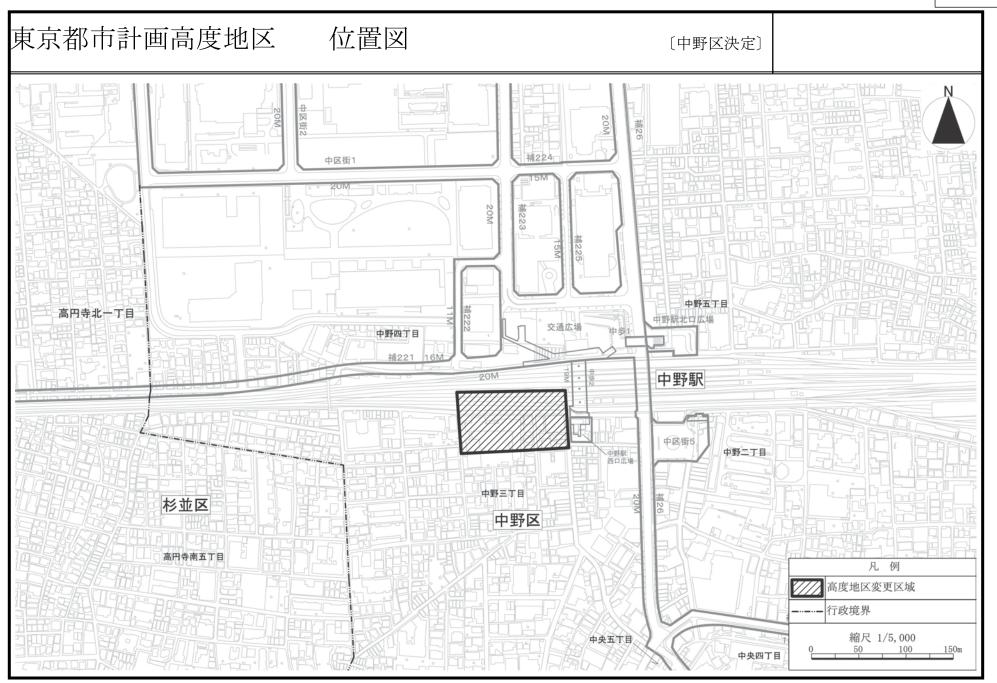
ı	ľ		

	種 類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	方南 が	約 h a 101.6	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。) の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が基準法令第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又はへいを含む。) (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	
	小計	約 ha 101.6		
	合 計	約 ha 1,546.0 (1,547.1)		

「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

中野駅西口地区地区計画の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。 (28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号) 28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日 38



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号) 28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日 39

高度地区変更	(宏)	新旧対照表
	\ -	791 IH 713 XX 22X

(注)下線部は、変更箇所又は追加箇所を示す。

	支地区変史(系)	新山对照表	(注)下線部は、変更固所又は追加固所を示す。				
	事項	変更後	変更前				
	種類	面積	面積				
	第2種高度地区	<u>約 586.1ha</u>	約 587.0ha				
最	第3種高度地区	<u>約 256.8ha</u>	約 257.0ha				
高	小計	<u>約1,444.4ha</u>	約1, 445. 5ha				
同		1. 制限の緩和	1. 制限の緩和				
限		(省略)	(省略)				
莊		2. 既存不適格建築物等に対する適用の除外	2. 既存不適格建築物等に対する適用の除外				
度		(省略)	(省略)				
		3 地区計画による特例					
		都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の10に					
		規定する地区整備計画の区域内において、基準法第68条5の					
		5第2項の規定により基準法第56条の規定を適用しない建築					
		<u>物については、当該規定は適用しない。</u>					
		<u>4</u> 許可による特例	3 許可による特例				
		次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物	次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物				
		に関する基準法上の事務について権限を有する特定行政庁を	に関する <u>建築</u> 基準法上の事務について権限を有する特定行政				
		いう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定は	庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規				
		適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政庁が	定は適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政				
		許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定すると	庁が許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定す				
		きに限る。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第	るときに限る。この場合において、特定行政庁は、第2号又				
		3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建	は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじ				
		築審査会の同意を得るものとする。	め建築審査会の同意を得るものとする。				
		(1) (省略)	(1) (省略)				
		(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号、以下「基	(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13				
		<u>準法令」という。</u>) 第136条に定める敷地内空地及び敷地	6条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合				
		規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築	的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整				
		物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの	備改善に資すると認められるもの				
		(3) (省略)	(3) (省略)				
	種 類	建築物の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度又は最低限度				
	方南通り地区	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最				
最		低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する	低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する				
低	平和の森公園周	建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。	建築物または建築物の部分については、この規定は適用しな				
区	辺地区		l V.				
		(1) (省略)	(1) (省略)				

限度	環状7号線中野 地区	(2) (省略)(3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が基準法令第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの	(2) (省略) (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が <u>建築</u> 基 準法 施行 令 (昭和25年政令第338号) 第137条の
	東京大学付属中	<u> </u>	10第1号および第2号に定める範囲のもの
	等教育学校周辺	(4) (省略)	(4) (省略)
	地区	(5) (省略)	(5) (省略)
		(6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する基準法	(6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する 建
	大和町中央通り	上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上	<u>築</u> 基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)
	沿道地区	又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
中野区中野三丁目及び中野四 丁目各地内	第2種高度地区	指定なし	約 ha 0.9	
中野区中野三丁目及び中野四 丁目各地内	第3種高度地区	指定なし	約 ha 0.2	